平成２３年（フ）第１２６号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目４番10―103号
債務者　前川惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２７号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目４番10―103号
債務者　前川　直也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５９号
北九州市若松区大字畠田915番地１カンパーニャヴェルデA102
債務者　石橋　千恵（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６４号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番３―504号
債務者　山下　直乙
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７９号
北九州市小倉北区馬借３丁目７番24―102号
債務者　谷山　　淳
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８３号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番２―1201号
債務者　林　　千春
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３号
宮崎県西都市大字右松2857番地１　セントラルハウスＡ―201、前住所兵庫県神戸市兵庫区塚本通１丁目２番６号　まつやビル502号
債務者　三石　正章
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江6380番地22
債務者　河合　和行
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２８号
鹿児島県鹿児島市城南町32番14号
債務者　折田　カツ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
鹿児島県鹿児島市城南町32番14号
債務者　折田　充俊
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目14番14号宇宿エクセルハイツ203号
債務者　片野　翔平
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目15番85―45号市営住宅
債務者　釣部金次郎
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８３号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目33番24号ハイツタウニィ205号
債務者　釣部　卓行
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目15番33号いわいビル302号
債務者　吉永千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９８号
鹿児島県鹿児島市武２丁目５番10号
債務者　吉冨　正義
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
鹿児島県日置市東市来町長里104番地４
債務者　古市　徹香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８８号
沖縄県浦添市宮城２丁目23番９―207号しずか荘
債務者　玉城　伸夫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部